

# ご利用ください 申告相談会

## 税理士による所得税の無料申告相談会

書面による申告書の作成のほか、パソコンを使って簡単に申告書の作成と提出ができます。補助者が付き添いますのでお気軽にご利用ください。申告書の提出のみも受け付けます。

■給与所得者・年金所得者（生命保険料控除・地震保険料控除・扶養控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除の追加など）。これ以外の所得や分離課税所得（土地、建物、株式の譲渡所得など）のある場合は、成田税務署が開設する確定申告書作成会場（右記参照）をご利用ください。

※住宅借入金等特別控除は 2 年目以降の人が対象です。

### 相談日程

日程	時間	場所
2月8日(月)～12日(金) ※11日(祝)を除く	① 午前 10 時～正午 ② 午後 1 時～4 時 ※受付は午後 3 時 30 分まで	イオンモール 千葉ニュータウン 3 階 イオンホール (中央北)

※パソコンを使えない人も利用できます。

※入退場自由。混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

※会場への混雑状況のお問い合わせはご遠慮ください。

## 税務署による所得税などの申告相談会

成田税務署の職員が、所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の申告に関する相談を受け付けます。

3月15日(火)までは、成田税務署内に申告書作成会場は開設されませんので、こちらの相談会をご利用ください（昼食時間帯は職員が交代で相談するためお待ちいただく場合があります）。

相談会の内容については、下記へお問い合わせください。自動音声によりご案内します。相談内容に応じて番号を選択してください。

☎成田税務署 (☎ 5151)。

### 相談日程

日程	時間	場所
2月8日(月)～ 3月15日(火)	午前 9 時～午後 4 時 ※提出は午後 5 時まで	イオンモール成田 2 階イオンホール (成田市ウイング土屋 24)

※土・日曜、祝日を除く (2月21日(日)・28日(日)は開設します)。

※午前 9 時から 10 時までイオンモール成田の駐車場入り口は、立体駐車場 3 階連絡通路から入る 2 階 C 入口のみとなります。

## 市役所職員による市・県民税の申告相談 (所得税確定申告)

### 受付日程

期日	会場	受付時間
2月16日(火)～22日(月) ※土曜・日曜を除く	イオンモール千葉ニュータウン 3 階イオンホール	午前 10 時～正午、 午後 1 時～4 時
2月23日(火)	ふれあいセンターいんば 3 階会議室	
2月24日(水)	本埜公民館 2 階団体研修室	
2月25日(木)～3月15日(火) ※土・日曜を除く	印西市役所附属棟 2 階	午前 9 時～正午、 午後 1 時～4 時

※会場では、市・県民税の自書申告の作成相談を行っています（簡易な所得税確定申告の助言も行っていきます）。また、作成済みの申告書（所得税含む）の提出も受け付けています。

### ◆注意事項◆

○各会場とも市職員が対応します○混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります  
○会場の混雑状況は電話でお答えできません○申告受付期間中は、市民税課、各支所、各出張所では申告相談を行いません。相談会場をご利用ください○市民税課（市役所が会場ではない期間のみ）・各支所市民サービス課では、申告書の提出のみ受け付けます○申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付できません。控えの用紙の記入は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具を使用してください○税務署員がないため、添付書類の提示による所得税確定申告書などの提出には対応できません。

## 会場で相談できない内容

次の所得は、成田税務署が開設する確定申告書作成会場（上記参照）で申告してください。

▶分離課税所得（土地や建物、株式）などの売却による譲渡所得、分離課税を選択した配当所得、先物取引、山林所得、退職所得のある申告▶住宅借入金等特別控除が 1 年目の申告、連帯債務のある申告や増改築、特定増改築（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事）、耐震改修、住宅取得等資金の贈与を受けた場合などに関する申告▶事業所得、不動産所得の収支内訳書の作成▶青色申告▶雑損控除、外国税額控除を含む申告▶損失を繰り越す申告▶準確定申告▶消費税、贈与税、相続税の申告▶その他複雑な申告。

## 申告に必要なもの

①認め印（スタンプ式不可）②電卓③筆記用具④源泉徴収票（原本）⑤事業所得・不動産所得のある人は作成済みの収支内訳書⑥生命保険料や地震保険料などの控除証明書（原本）⑦国民年金保険料控除証明書や国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの⑧医療費控除を受ける人は、医療費の領収書（事前に年間合計額を計算）、保険などで補てんされる金額が分かるもの⑨所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の金融機関および口座番号。

ほかにも収入の分かるものや、各種控除を受けるために必要な書類などがあればお持ちください。

## 社会保険料控除の注意点

### 国民年金保険料

国民年金保険料は、納付した全額が所得税や市・県民税などの申告において社会保険料控除の対象となります。平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日に納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成 27 年 1 月 1 日～9 月 30 日に納付した人には、昨年 11 月に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から郵送されていますので、申告の際には必ず添付してください。

また、10 月 1 日～12 月 31 日の間に初めて国民年金保険料を納付した人には、2 月初旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます。

証明書の再発行など、控除証明書に関するお問い合わせは専用ダイヤルにおかけください。  
☎証明書専用ダイヤル (☎ 0570 - 058 - 555 (平成 28 年 3 月 15 日まで))。



### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、納付した全額が所得税や市・県民税などの申告において社会保険料控除の対象となります。平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日に納付した保険料が対象です。申告の際は、次の資料を参考に、納付した金額を申告書へ記載してください。

#### ◆特別徴収の人

年金から天引きされている人は、年金の源泉徴収票に記載された額。

#### ◆普通徴収の人

口座振替や納付書で支払いした人は、1 月下旬に国保年金課から、『社会保険料控除のお知らせと納付額確認のご案内』をはがきで送付しましたのでご確認ください。口座振替で納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の社会保険料控除の対象となります。

☎国保年金課資格保険税班 (☎ 内線 284)、高齢者医療年金班 (☎ 内線 289)。